

令和元年度第4回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和1年7月25日(木) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和1年7月25日(木) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏      2番 酒井 温司      3番 浅井 尊弘      4番 八木 一広

5番 中野 浩光      6番 三宅 正恭      7番 日下部錠一      8番 岩田 房喜

9番 石塚 芳政      10番 後藤 正臣      11番 林 秀雄      12番 水野 格廉

13番 石川 雄二      14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

早川 由信

猪子 勝三

堀田 啓

欠席委員

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長

主 事 石塚 正己、日下部 錬

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第8号 農地法5条の規定による許可申請 ..... 2件

(2) 報告案件

報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ..... 8件

報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ..... 10件

2 その他

会

長

こんにちは。

さて、梅雨も明け、連日強烈な暑さが続いています。

熱中症には十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和元年度第4回清須市農業委員会を開催いたします。

本日の出席議員は14名で、定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は10番 後藤 正臣委員と11番 林 秀雄委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第8号】

・農地法5条の規定による許可申請 …………… 2件

(2) 報告案件について

【報告第7号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出…… 8件

【報告第8号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出…… 10件

それでは、【議案第8号】 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件を議題といたします。

8番から事務局に説明を求めます。

事

務

局

1 ページ目、議案8号、番号8をご覧ください。

申請地は、清須市春日郷ヶ島\_\_\_\_\_、登記、現況共に田で面積は合計 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

渡人及び受人は議案書のとおりです。駐車場造成のための所有権移転の農地転用になります。

申請者の\_\_\_\_\_は、一般貨物自動車運送事業を主な業務と

する法人です。申請者は現在、乗用車10台、一般貨物自動車29台を所有しています。年々増加する物流量に伴い、配送貨物トラックの駐車スペース及び作業スペースが不足し、敷地内の車輛の通路上に駐車し作業を行ったり、来客用駐車スペースに駐車しなければならない状況が続いており、それを是正したいというのが転用の目的になります。本社近隣にて駐車場として利用できる土地を探していたところ、申請地所有者より承諾を得ることができ、本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速16号一宮線春日入口より概ね\_\_\_m以内の区域にある農地です。農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は、石川委員ですが  
石 川 委 員 特に問題ありません。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

事務局 続きまして、9番、事務局に説明を求めます。

事務局 1ページ目、議案8号、番号9をご覧ください。

申請地は、春日白弓\_\_\_\_、登記、現況共に田で面積は\_\_\_m<sup>2</sup>です。

借人及び貸人は議案書のとおりです。駐車場設置のための賃借権設定の農地転用です。

申請者の\_\_\_\_\_は、一般貨物自動車運送事業を主な業務とする法人です。現在の営業所及び駐車場としている敷地の東側を流れる水場川の河川整備により、駐車場の一部が収用されることになり、それを補填するため本申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋高速16号一宮線春日出口より概ね\_\_\_m以内の区域にある農地です。農地区分は、「運用通知第2の1の(1) エ-(ア)-a-(b) インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地」に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。この案件の地元は私になりますが。

会長 特に問題ありません。

会長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第7号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第4条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 5、西枇杷島町古城二丁目\_\_\_で登記、現況共に田です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 6、阿原星の宮\_\_\_で登記、現況共に田です。

八木委員 特に問題ありません。

事務局 番号 7、春日野方\_\_\_で登記畑、現況宅地です。

早川委員 特に問題ありません。

事務局 番号 8、西田中松本\_\_\_で登記田、現況畑です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 番号 9、朝日弥生\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

猪子委員 特に問題ありません。

事務局 番号 10、廻間三丁目\_\_\_\_で登記田、現況畑です。

日下部委員 特に問題ありません。

事務局 番号 11、西枇杷島町地領\_\_\_\_で登記田、現況宅地です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 12、阿原星の宮\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

八木委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第8号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 (第5条届出) では、読み上げさせていただきます。

番号 25、一場御園\_\_\_\_で登記、現況共に田、

一場御園\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

三宅委員 特に問題ありません。

事務局 番号 26、土田三丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

岩田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 27、一場御園\_\_\_\_で登記畑、現況宅地です。

三宅委員 特に問題ありません。

事務局 番号 28、清洲下町\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 番号 29、西枇杷島町城並三丁目\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 30、大嶋二丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

三宅委員 特に問題ありません。

事務局 番号 31、新清洲六丁目\_\_\_\_で登記、現況共に田です。

石塚委員 特に問題ありません。

事務局 番号 32、桃栄二丁目\_\_\_\_で登記、現況共に畑です。

堀田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 33、西田中蓮池\_\_\_\_で登記田、現況雑種地です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 番号 34、西田中蓮池\_\_\_\_で登記田、現況畑です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出については  
以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。  
それでは、その他、へ移ります。事務局何かありますか。

事務局 ・研修会について  
・農林業センサスについて

会長 それでは、次回の開催について確認します。

令和元年 8 月 23 日、金曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南

館3階大会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。  
以上で令和元年度第4回農業委員会を閉会します。  
本日はご苦勞様でした。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番地」、農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。